公示番号(機－1402C-01)

入札説明書

平成 26 年 2 月 19 日

独立行政法人国際協力機構

独立行政法人国際協力機構の東ティモール国マリアナＩ灌漑施設復旧計画フォローアップ協力向け機材に係る入札公告に基づく入札等については、一般契約事務取扱細則(平成 15 年細則(調)第 8 号。以下「細則」という。) に定めるもののほか、この入札説明書によるものとします。

1　公告日

平成 26 年 2 月 19 日

2　契約担当役

理事　　小寺　清

3　担当部課

（照会窓口、郵送先）

〒102-8012　東京都千代田区二番町 5-25

二番町センタービル

独立行政法人国際協力機構　調達部契約第二課 Tel.03-5226-6643

（提出書類持参先）

調達部受付（同上ビル１階）

受付時間：土曜日、日曜日、及び祝日を除く毎日、午前 10 時から午後 5 時(午後 0 時から午後 1 時 30 分を除く)

4　調達機材等

(1)件名: 東ティモール国マリアナＩ灌漑施設復旧計画フォローアップ協力向け機材

(2)納入条件、調達品目、仕様、数量等別冊機材仕様書のとおり。

(3) PDF ファイル以外の入札説明書附属文書はありません。

5　競争参加資格

(1)契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。

(2)次の各号の一に該当すると認められる者であって、その事実があった後 2 年を経過しない者でないこと。

ア　契約の履行にあたり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

イ　公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正な利益を得るために連合した者

ウ　落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者

エ　監督又は検査の実施にあたり職員の職務の執行を妨げた者

オ　正当な理由がなくて契約を履行しなかった者

カ　前各号の一に該当する事実があった後 2 年を経過しない者を、契約の履行にあたり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者

(3)入札代理人を使用する場合は、(1)及び(2)の規定に該当する者を入札代理人として使用する者

(4)公示日において、平成 25・26・27 年度全省庁統一資格若しくは平成 25 年 4 月 1 日以後に当機構の資格審査にて「物品の製造」の「B」又は「C」又は「D」若しくは「物品の販売」の「B」又は「C」又は「D」の等級に格付けされる者

(5)上記(4)を満たさない者は、本件の競争参加資格確認申請書の提出期間中において、「資格審査のための申請手続き」にもとづき、資格審査申請書及び必要書類を提出すること。次の URL にてホームページに掲載;

http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html#a03

当機構は本件に限り資格審査を行い、競争参加資格を確認して格付けを付与するが、

「物品の製造」の「B」又は「C」又は「D」若しくは「物品の販売」の「B」又は「C」又は「D」の等級に格付けされる者を本件の競争参加資格者として認める。

提出期間、提出方法、提出場所は、下記 4 の通り。

(6)当機構から「契約競争参加資格停止措置規程」(平成 20 年規程(調)第 42 号) に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている期間中でないこと。

(7)会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は、民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者(手続開始の決定後、再認定を受けた者を除く。)でないこと。

(8) 暴力団、暴力団員、暴力団関係企業・団体、総会屋、社会運動・政治活動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団、その他の反社会勢力との直接又は間接の関係がないこと。競争入札に参加しようとする者は、入札書の提出をもって、上記を誓約したものとする。なお、誓約に虚偽があった場合又は誓約に反する事態が生じた場合は、当該入札者が提出した入札書を無効とします。

6　競争参加資格の確認等

(1)本競争の参加希望者は、参加の意思及び 5 の各号に掲げる競争参加資格を有することを証明するため、次に従い、競争参加資格確認申請書等(以下「申請書」という。)を提出し、契約担当役から競争参加資格の有無について確認を受けなければなりません。なお、期限までに申請書を提出しない者及び競争参加資格がないと通知された者は、本競争に参加することができません。

ア　提出書類(申請書)

(ア)競争参加資格確認申請書

(イ)平成 25・26・27 年度全省庁統一資格審査結果通知書(写)

(または、JICA 資格審査結果通知書(写))

イ　提出期間:

平成 26 年 2 月 20 日から平成 26 年 3 月 3 日

土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日午前 10 時から午後 5 時まで(午後 0 時から午後 1 時 30 分を除く)

ウ　提出方法:

申請書の提出は、上記 3 の調達部受付へ持参又は調達部契約第二課へ郵送することとし、FAX によるものは受け付けません。(郵送によるものは上記期間内に必着のこと。郵送の場合、封筒の表に公示番号、案件名を記入してください。なお、理由の如何を問わず、当方は郵便物が接到しない場合の責任は負いません。)

(2)申請書は様式 1 により作成してください。

(3)競争参加資格の確認は、申請書の提出期限の日をもって行うものとし、その結果は平成 26 年 3 月 7 日までに通知します。

(4)その他

ア　申請書の提出に係る費用は、提出者の負担とします。

イ　契約担当役は、提出された申請書を、競争参加資格の確認以外に提出者に無断で使用することはありません。

ウ　提出された申請書は、返却しません。

エ　提出期限以降における申請書等の差し替え又は再提出は認めません。

オ　申請書に関する問い合わせ先は、調達部契約第二課です。

7　競争参加資格がないと通知された者に対する理由の説明

(1)競争参加資格がないと通知された者は、契約担当役に対してその理由について、次に従い、書面(様式は自由)により説明を求めることができます。

ア　提出期限:平成 26 年 3 月 13 日　午後 5 時

イ　提出方法:

書面の提出は、上記 3 の調達部受付へ持参、又は調達部契約第二課へ郵送する

こととし、FAXによるものは受け付けません。(郵送によるものは上記期限までに必着のこと。郵送の場合、封筒の表に公示番号、案件名を記入してください。なお、理由の如何を問わず、当方は郵便物が接到しない場合の責任は負いません。)

(2)契約担当役は、説明を求められたときは、説明を求めた者に対し入札日前日までに書面により回答します。

8　入札説明書に対する質問

(1)機材仕様書の内容等この入札説明書に対する質問がある場合は、次に従い質問してください。

ア　質問受付期限:

平成26年3月3日　午後5時まで

イ　提出方法:

添付の様式５に記載してEメールで次のアドレスに送付してください。
送付先：prtm2-kizai@jica.go.jp
メールの件名に【質問】と書き、本件の公示番号と件名を記載してください。

ウ．注意:
質問受付期限を過ぎてから届いた質問に対してはお答えできませんのであらかじめ了承願います。
参考銘柄以外のものを提案する場合は、必ず質問期間中に可否について質問してください。

(2)(1)の質問に対する回答書は、当機構のホームページに平成26年3月5日に掲載します。

質問内容によっては回答掲載に時間を要することがありますが、遅くとも平成26年3月13日までに掲載します。

9　辞退書の提出

(1) 資格の確認を受けた者は、入札執行日の前日まではいつでも入札を辞退することができます。

(2)資格の確認を受けた者が入札を辞退するときは、辞退書(様式2)を調達部受付に直接持参し、又は調達部契約第二課に郵送してください。入札執行日の前日までに必着のこと。郵送の場合、封筒の表に公示番号、案件名を記入してください。

(3)(2)の手続きにより入札を辞退した者は、これを理由として以後の資格の確認等について不利益な取扱いを受けるものではありません。

(4)その他

ア　辞退書の提出に係る費用は、提出者の負担とします。

イ　提出された辞退書は、返却しません。

ウ　提出期限以降における辞退書の取り消しは認めません。

エ　辞退書に関する問い合わせ先は、調達部契約第二課です。

10　入札執行の日時及び場所等

(1)日時:平成 26 年 3 月 18 日(火)　午後 2 時 15 分

(2)場所:東京都千代田区二番町 5-25 二番町センタービル

独立行政法人国際協力機構　112 会議室

(3)その他:

競争入札の参加に当たっては、本競争に係る契約担当役からの「競争参加資格通知書」の写しを持参してください。

11　入札方法等

(1)立会い入札会を行います。郵送又は FAX による入札は認めません。

(2)別冊機材仕様書のとおりの全品目に対する船積前渡し価格（機材代金、輸出梱包費、輸送費、荷下し料、技師派遣費用含む、貨物輸送にかかる保険料は抜く）の総価(円)をもって入札金額とし、この入札書(様式3)に記載された金額をもって落札価格とします。船積前渡しの場合、輸出申告の名義は落札者とする輸出取引であり、契約金額に消費税はかかりません。

(3)輸入通関は荷受人の責任と費用負担で行います。貨物海上保険は受注者がJICA特約の指定の保険に加入し、損害発生の場合は発注者が保険求償するものとします。入札金額は日本円建てとします。海上輸送料等USドルで積算が必要な場合は、入札参加会社の判断に基づく為替レートで円換算して下さい。当機構は入札後の為替レートの変動リスクは負いません。なお、入札金額は、この入札説明書および入札説明書に関する質問書への回答書等の内容を全て反映した金額とします。

(4)入札書は入札金額を記入して、次のいずれかの方法により記名捺印し、封入のうえ、入札担当係員の指示に従い入札箱に投入してください。

ア　代表権を有する者自身による場合は、その氏名及び職印。

イ　代表権を有する者以外の者による場合は、委任状を提出のうえ、受任者氏名及びその者の印。委任状にも社印及び受任者の印を必ず押してください。

ウ　印のないものは無効となります(会場における押印は可)。

(5)入札に参加できる者は原則として各社 1 名とし、これ以外の者は入札場所に立ち入ることはできません。

(6)一旦提出された入札書は、引き換え、変更又は取り消すことはできません。

(7)次の各号の一に該当する入札書は有効な入札書として認められません。

ア　入札金額が訂正してあり、訂正のための印が押されていないもの。

イ　誤字、脱字、汚染等により、文字が不明瞭なもの。

ウ　入札件名が違っているもの。

エ　条件が付されているもの。

オ　その他「入札参加の手引」に違反するもの。

(8)その他、原則として「入札参加の手引」に則り行いますので、入札に参加する方は必ずダウンロードして熟読願います

http://www.jica.go.jp/chotatsu/kizai/ippan/ku57pq00000yi67r-att/i2012_koji_07.pdf

12　入札保証金及び契約保証金

免除します。

13　入札の無効

(1)5に掲げる競争参加資格のない者による入札、申請書等に虚偽の記載をした者による入札並びに本入札説明書において示した条件等入札に関する条件に違反した入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消すこととします。

(2)契約担当役により競争参加資格がある旨確認された者であっても、入札時点において、措置規程に基づく措置を受けているもの等5に掲げる資格のない者は、競争参加資格のない者に該当します。

14　落札者の決定方法

(1)細則第11条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とします。

(2)落札となるべき同価の入札をした者が 2 人以上あるときは抽選により落札者を定めます。

(3)開札の結果、入札者すべての入札金額が予定価格を越える場合には再入札を行います。再入札を2回まで行っても落札者がないときは、入札を打ち切り、入札金額の最も低いものから、順次随意契約の交渉を行います。

15　契約書作成の要否等

(1)契約書を作成するものとします。別添請負契約書（案）参照のこと。

(2)落札者は、当機構が特約を締結している保険会社から特約条件の貨物海上保険料の見積もりを取り付け、落札価格(CFR(C&F))に海上保険を加算した本邦船積み前渡し金額の最終見積書（様式４）を提出します。（特約の被保険者は、当機構、落札者が保険申し込み保険料払い込みを行います。また、料率は特約で定めています。保険料の現場戻しはありません。）

(3)当機構は最終見積金額を査定の上、契約金額を確定します。船積み前渡し契約の場

合、輸出申告の名義は落札者とする輸出取引であることから契約金額に消費税はかかりません。

16　関連情報を入手するための照会窓口

調達部契約第二課です。

17　その他

(1)入札参加者は、契約書案及び別冊の機材仕様書を熟読してください。

(2)委任状等に虚偽の記載をした場合においては、措置規程に基づき措置を行うことがあります。

(3)落札者と決定された者は、速やかに当機構と契約を締結しなければなりません。このため、契約締結に先立ち、入札日の翌日から起算して7営業日以内に内訳書を作成し、調達部契約第二課に提出してください。7営業日以内に内訳書の提出がない場合には、当該落札者を失格とすることもあります。内訳書には、機材仕様明細書に記載されたとおりの単位あたりの単価を記入すること。内訳書において滅菌にかかる経費は１項目とするが、梱包、指定場所までの輸送、検品等にかかる経費は、各アイテムの単価に載せて計上し、新規項目としないこと。

(契約書の日付は、内訳書の確認及び当機構等の内部決裁等が必要な関係から機構内の決裁後となります。)

(4)危険品、温度管理品、E/L(輸出貿易管理令)該当品、EAR(米国再輸出規制)該当品については落札者の責任において確認し、内訳書提出後7営業日以内にその有無を所定様式により、調達部契約第二課に提出してください。また、落札者は安全保障輸出管理上の該非判定手続きに必要な資料を提出して頂きます。
薬品の調達の場合の有効期限については、立会検査予定日の7営業日前までに所定の様式により、調達部契約第二課に提出してください。

E/L、EAR、その他輸出に当たっての各種許可承認等の手続きが必要な場合は、落札者の責任において申請手続きを行ってください。

また正当な理由なくして次の各状況に該当する場合は、次回以降の入札参加をお断りする場合があります。

ア　危険品、温度管理品の有無、E/L該当品、EAR該当品は内訳書提出後7営業日以内、薬品の有効期限は立会検査予定日の7営業日前までにそれぞれ提出がない場合

イ　E/L該当品、EAR該当品、危険品、温度管理品の有無、薬品の有効期限の判定に誤りがあった場合

ウ　危険品、温度管理品の輸出手続きおよび輸送を適切に行わなかった場合

エ　その他関連業務が粗雑あるいは不誠実と認められる場合

(5) E/L該当品、EAR該当品の場合、輸出許可取得が不可能であると判断される場合、当該物品及び同物品の使用に不可欠な附属物品の発注を取り止め、当該物品の契約を解除することもあります(契約後にE/L該当、EAR該当品が判明した場合も含む。)。

(6)納入する機材は、特許法、著作権法等を遵守した機材であること。法令違反が判明した場合は、落札を取り消し又は契約を解除することがあります。

(7)入札する機材は、グリーン購入法適合製品を優先して調達すること。

(8)アスベストを含有する資機材の調達については行わないこととします。

(9)受注者が独占禁止法あるいは刑法に定める談合等不正行為を犯し、行政処分または刑が確定したときは、受注者は談合等不正行為にかかる違約金として契約金額の100 分の 10 を発注者へ支払うものとします。また、発注者はこの場合該当契約を解除することが可能とします。

(10)東日本大震災の被災地（福島県、宮城県、岩手県）で生産された製品（部品を含む）の活用を推奨します。

(11) 落札者は、機材リスト（和文品名、英文品名、仕様、メーカー名、入数、数量、消費期限、梱包のケース番号を明記）を請求書提出までに作成し、電子データを当機構に提出してください。

(12)その他

※一定の関係にあると考えられる法人との関係にかかる情報の公示について

本公示により契約に至った契約先に関する以下の情報を機構ホームページ上で公表することとしますので、本内容に同意の上で、契約の締結を行っていただきますようご理解をお願いいたします。

なお契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

（1） 公表の対象となる契約相手方

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア. 当機構で役員を経験した者が再就職していること、又は当機構で課長相当職以上の職を経験した者が役員等（注）として再就職していること

（注）役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有するものであるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められるものを含む。

イ. 当機構との間の取引高が総売上又は事業収入の３分の１以上を占めていること

（2） 公表する情報

契約ごとに、物品役務の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。

ア 対象となる再就職者の氏名、再就職先での現在の職名、当機構での最終職名

イ 契約相手方の直近３ヵ年の財務諸表における当機構との取引高

ウ 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引割合

エ 一者応札又は応募である場合はその旨

（3） 当機構の役職員経験者の有無の確認日

当該契約の締結日とします。

（4） 情報の提供

契約の締結日から１カ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供いただくことになります。詳細は、次のページをご参照ください。

http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/corporate.html

以上

（様式１）

競争参加資格確認申請書

平成　　年　　月　　日

独立行政法人国際協力機構
契約担当役
理事　　小寺　清　宛

住所
商号又は名称　　　　　　㊞
役職名
代表者氏名　　　　　　　㊞
整理番号（　　　　　）（注3）

平成26年2月19日付で公告のありました東ティモール国マリアナⅠ灌漑施設復旧計画フォローアップ協力向け機材に係る一般競争入札に参加を希望します。

つきましては、当社の必要な競争参加資格について、下記により確認されたく申請します。
なお、下記の内容については事実と相違ないことを誓約します。

記

（例）入札説明書の第５項に規定されている要件をすべて満たします。

（注1） なお、返信用封筒として、表に申請者の住所・氏名を記載し、簡易書留料金分を加えた所定の料金の切手を貼った長３号封筒を申請書と併せて提出して下さい。切手の料金は任意ですが、確実な郵送のため、簡易書留料金(380円)をお勧めします。当機構は郵便物が到着しない場合の責任は負いません。

（注2） 代表権を有する者以外による申請の場合、代表権を有する者から申請者への委任状を併せて提出してください。

（注3） 整理番号は、JICAの資格審査結果通知書（または以前に全省庁統一資格を提出されたときのJICAからのメール）にて通知された番号です。

（注4） 平成25・26・27年度全省庁統一資格審査結果通知書（写）（または、JICAの資格審査結果通知書（写））を添付してください。

（注5） 当機構が実施する調達案件にご関心を持っていただいた方の情報を取りまとめるため、情報シートの提出をお願いしています。未提出の場合、または、変更情報がある場合、ご提出ください。様式は次のURLを参照してください。

http://www.jica.go.jp/announce/screening/#a02

（様式２）

辞退書

平成　　年　　月　　日

独立行政法人国際協力機構
契約担当役
理事　小寺　　清　　宛

住所
商号又は名称　　　　　　　　　㊞
役職名・代表者氏名　　　　　　㊞

平成　　年　　月　　日付けで競争参加資格確認通知がありました東ティモール国マリアナＩ灌漑施設復旧計画フォローアップ協力向け機材に係る一般競争入札の参加を辞退します。

以　上

（注）この辞退書は、入札日前日までに持参あるいは郵送して下さい。なお、郵送の場合は、提出期限内に必着のこととします。

（様式３）

入　札　書

平成　　年　　月　　日

独立行政法人国際協力機構
契約担当役
理事　　小寺　清　宛

住所：
会社名：
代表者又は役職：
氏名：　　　　　　　　印
入札会出席者：　　　　印

件名：東ティモール国マリアナ I 灌漑施設復旧計画フォローアップ協力向け機材

標記の件について仕様書、入札条件、契約条項および入札参加者心得を熟知のうえ、一括下記のとおり入札いたします。

金										円

機材仕様書のとおりの全品目に対する仕向港までの船積前渡しの総価（円）（機材代金、輸出梱包費、輸送費、荷卸し料、技師派遣費用含む、貨物輸送にかかる保険料抜き）

以　上

（様式４）

最終見積書

平成　　年　　月　　日

独立行政法人国際協力機構
契約担当役
理事　　小寺　清　　殿

住　　所
商号又は名称　　　　　　　　印
代表者氏名　　　　　　　　　印

件名：東ティモール国マリアナＩ灌漑施設復旧計画フォローアップ協力向け機材

標記案件につき、以下のとおりお見積りします。

記

船積前渡し価格　　　　　　　　円
貨物海上保険料　　　　　　　　円
合計　　　　　　　　　　　　　円

船積期限　　平成 26 年 6 月 17 日

以上

入札説明書に関する質問

案件名：東ティモール国マリアナI灌漑施設復旧計画フォローアップ協力向け機材

本件入札説明書に関し、質問します。

公示番号：機－1402C-01	
	質　問　事　項
例	（資料名）　（項目番号）（項目名） ********と書かれていますが、********でしょうか。*******と理解してよいでしょうか。 ********でもよいでしょうか。
1	
2	
3	
4	
5	

御社名称：
担当者氏名：
TEL:
FAX:
Email:

（付属書１－１）

機材仕様書

案件名：東ティモール国マリアナI灌漑施設復旧計画フォローアップ協力向け機材

標記に関し、購入する品目、仕様、数量、納入条件等は下記のとおりとする。

記

1　機材品目：付属書１－２「機材仕様明細書」に示すとおり。

2　納入条件：

(1)価　　格：CIF価格の総額（機材代金、輸出梱包費、輸送費、技師派遣費用、貨物輸送にかかる保険料）。

(2)船積地：日本国内港（受注者手配による））

(3)仕向港：東ティモール国　ディリ港

(4)船積期限：平成 26 年 6 月 17 日

(5)梱　　包：輸出用梱包　梱包の仕様は付属書１－４「梱包条件書」に示すとおり

(6) 荷受人：

(Consignee)

契約締結前までに落札者に連絡します。

(Notify party)

JICA Timor-Leste Office
No.26, Farol Area, Dili, Timor-Leste
TEL: +670-331-2420, FAX: +670-331-2509

(7) 電　　源：機材仕様明細書のとおり

(8) 銘　　板：英文品名、製造番号、製造年月日、使用電圧等を記載した銘板を取り付けること。

(9) 輸出許可：受注者は、納入する機材に関して、輸出貿易管理令及び輸出に関するその他法令により輸出申告書類として必要な許可書及び証明書の取得を要するか否かを確認し、機構に対して所定の様式（契約締結後配布）及びメーカー・代理店の該非判定書またはパラメータシートにより報告する。

(10) 提出資料：取扱説明書（英文）各1部/台、メンテナンスマニュアル（英文）1部/台、パーツリスト（英文）1部/台（同梱用）。「機材仕様明細書」に示すとおり

3　検　　査：

(1)納品検査　船積前に機構の指名する立会検査員が受注者立会のもとで、品目、規格、性能及び数量等の検査を実施する。

(2)検査の判定　上記検査の結果、納入された機材が「機材仕様明細書」及び「梱包条件書」の内容を満たしていないと判断された場合、機構はその理由を明らかにして、当該機材の代替品の納入を求め再度検査を行う。再検査を含め、検査の実施は船積期限内に完了すること。

4　特記事項：

(1) すべてメーカーの純正品かつ新品未使用品とし、中古品の納入は認めない。

(2) 米国の再輸出規制に該当しないことを確認すること。該当することが判明した場合は、受注者の責任で輸出許可を取得し関連情報を提供すること。

以上

機材仕様明細書

（機材仕様書付属書１－２）

（1／3）

番　号	機　材　名	仕　　　　　様	参考銘柄 (メーカー名等)	数量
0	総則			
		「平成19年度　東ティモール国マリアナⅠ灌漑施設		
		復旧改善計画」でブロボ川に建設された		
		①取水堰の土砂吐に発生しているエプロンの摩耗に対して鉄板を設置して		
		躯体の保護を行うものである（土砂吐エプロン保護工）。		
		②また、同取水堰から下流約800m付近にあるコンクリート水路橋の傾倒対策		
		躯体の保護を行うものである（水路橋傾倒対策工）。		
		上記の二地区で実施される対策工は、日本国内において資材の加工		
		作業を完了し、現地では据付・固定のみを実施する計画であるため、		
		受注者は、製作図(英語)と共に据付図(英語)を作成する。		
		なお、現地にて大きな構造変更を伴う加工手間を生じる場合は、		
		東ティモール国政府側実施機関と相談の上実施することとする。		
		また、仕向先(東ティモール国ディリ)へ発送するため、受注者は資材の海外輸出用梱包と		
		船積み港までの国内輸送および海上輸送による東ティモール国ディリ港まで		
		海送を行う。(東ティモール国内の輸送は先方負担事項)		
		なお、海送の際は無収縮材(高流動化ﾓﾙﾀﾙ用)が湿度の影響を受けないよう		
		適切に梱包を行う。		
		また、上記①、②の工事では、技師派遣を行い、詳細は、技師派遣条件書を参照すること。		
		1.鋼材据付技師(上記①、②の工事に対応)		
		2.溶接技師(上記①の工事に対応)		

機材仕様明細書

（機材仕様書付属書１－２）

番　号	機　材　名	仕　　　　　　　　様	参考銘柄（メーカー名等）	数量
1	資機材数量			
①	土砂吐エプロン保護工	・別紙図面および数量を参照し製作すること。		
	(1) 土砂吐エプロン保護用(2門分)			
	鉄板	PL-25mmx1,600mmx1,250mm (SS400) (4.710t)		12枚
	L型アングル	L-75mmx75mmx6mm L=1.13mx (0.278t)		36本
	L型アングル	L-50mmx50mmx6mm L=1.475mx (0.156t)		24本
	異形棒鋼	D22 L=43.2m=0.40mx108本 (0.132t)		108本
	六角穴付きボルト･ナット	M16 L=70mm x 108個		108 個
		【参考銘柄①】	東北地区	
		【参考銘柄②】	中部地区	
		【参考銘柄③】	関東地区	
	樹脂カプセル (ｱﾝｶｰ固定用)	D22用		144 個
		【参考銘柄①】	旭化成ｼﾞｵﾃｯｸ Super LL AP	
		【参考銘柄②】	電気化学工業 ｸｲｯｸｶﾌﾟｾﾙ	
		【参考銘柄③】	日本ﾃﾞｺﾗｯｸｽ ｹﾐｶﾙｱﾝｶｰ	
	無収縮材 (高流動化ﾓﾙﾀﾙ用)	ﾌﾟﾚﾐｯｸｽﾀｲﾌﾟ または ｾﾒﾝﾄﾀｲﾌﾟ (25kg/袋 1tバッグ)		1t
		【参考銘柄①】	電気化学工業 ﾃﾞﾝｶﾀｽｺﾝｾﾒﾝﾄ	
		【参考銘柄②】	太平洋ﾏﾃﾘｱﾙ ﾌﾟﾚﾕｰﾛｯｸｽｽｰﾊﾟｰ	
		【参考銘柄③】	宇部興産 Uｸﾞﾗｳﾄ	

機材仕様明細書

（機材仕様書付属書１－２）

（３／３）

番　号	機　材　名	仕　　　様	参考銘柄（メーカー名等）	数量
	(2) 既設土砂吐ゲート戸当り部(2門分)			
	H鋼	H-150㎜x150㎜x7㎜/10㎜ (SS400) L=5.0m=1.25m x 8本((0.312t)		8本
	鉄板(ステンレス)	PL-30㎜x700㎜x1,250㎜ (SUS304) (0.832t)		4枚
	異形棒鋼	D22 L=12.6m=0.35m x 36本 (0.038t)		36本
	六角穴付きボルト･ナット	M16 L=70㎜ x 48個 (※単価は前出の(1)の記述項目に同じ)		48 個
②	水路橋傾倒対策工	・別紙図面および数量を参照し製作すること。		
	鉄板溶接済　H型鋼	H-200㎜x200㎜x8㎜/12㎜ (SS400) L=30.0m=3.0m x 10本(1.50t) + PL-10㎜x400㎜x1,000㎜ x 20枚(SS400) (0.251t)		10本
	止水板 (ﾌﾗｯﾄ形)	B=150㎜		
		【参考銘柄①】	全国平均	4.20m
	止水板 (ｼｰﾙﾀｲﾌﾟ)	B=150㎜~200㎜		4.85m
		【参考銘柄①】	早川ｺﾞﾑ　ｽﾊﾟﾝｼｰﾙ(鉄板入)	
		【参考銘柄②】	ｱｵｲ化学　ｷｯｽｼｰﾗｰ	
		【参考銘柄③】	西武ﾎﾟﾘﾏ化成　ﾌﾞﾗｯｸｼｰﾙ	

頭首工土砂吐補修工事平面図

土砂吐保護鉄板詳細図
(2.5m x 5.6m x 2spans)
平面図
S=1:15
L50×50×6(SS400)
L75×75×6(SS400)
FLOW
Wet masonry at the slope
ゲート径間長 3000
断面図
S=1:15
PL 25×1600×1250
(SS400)
PL 30×700×1250
(SUS304)
既設戸当り
既設コンクリート
モルタル
EL. 252.90
練石積(傾斜部)
(φ100 ~ 150mm)
EXISTING
CONCRETE
詳細図 "C"
S=1:5
六角穴付きボルト・ナット
ボルト締め前に鉄板設置
PL 25(SS400)
L75×75×6
(SS400)
D22, L=400mm
(TOTAL=54本)
削孔 Φ30mm
樹脂カプセル設置
詳細図 "D"
S=1:5
H150×150×7/10
(SS400)
PL 30(SUS304)
溶接補助材
ハツリ
モルタル充填箇所
既設コンクリート面
D22, L=350mm
(TOTAL=18本)
B−B
S=1:15
ゲート径間 3000
PL25
L50×50×6
(SS400)
PL25×1600×1250
(SS400)
A−A
S=1:15
H150×150×7/10
PL30×700×1250
(SUS304)
詳細図 "E"
S=1:5
SCALE
注)
1. コンクリートのハツリや取壊し箇所およびモルタルの充填箇所を示す。
2. モルタルは日本調達による高流動モルタルを使用する。
3. 赤線は日本調達資材を示す。
東ティモール民主共和国
農業水産省
マリアナⅠ灌漑施設復旧計画
フォローアップ協力(施設応急対策)
DRW. NO.
02
JAPAN INTERNATIONAL COOPERATION AGENCY
TIMOR-LESTE SIDE
PREPARED BY :
CHECKED BY :
DATE :
APPROVED BY :
DATE :

水路橋傾倒対策工計画補修図

側面図
S=1:100

コンクリート水路橋 18700
トラス橋 45600
Flow
Concrete Aqueduct
EL. 398. 216
D16@250 L=7,150mm
コンクリート(21N)
既設ギャビオン
H 鋼:200x200 (防錆塗装)
D16@250, L=2,650mm
D16@250, L=1,700mm
2次コン
詳細図 A
既設天端工補修 (4m x 10m)
4000 (L=10m)
中間堰柱（左岸）
注："#" 付の数値は推定値である
RIVER

詳細図 A : H鋼 (日本調達)
S=1:30

3000 (H200x200)
2次コン
防錆塗装

詳細図 B
S=1:30

鉄板 t=10mm

SECTION C-C
S=1:100

既設鉄板とジャッキは共にモルタルで充填埋設
既設ギャビオンは共にコンクリートで充填埋設
D16@250, L=9,950mm
Concrete (21N)

SECTION B-B
S=1:100

既設鉄板とジャッキは共にモルタルで充填埋設
既設ギャビオンは共にコンクリートで充填埋設
D16@250, L=9,950mm
D16@250, L=1,500mm
D16@250, L=3,300mm
Concrete (21N)
Existing Gabion

SECTION A-A
S=1:100

既設コンクリート水路橋
DETAIL B
H 鋼：200x200
Approx. 2400
注："#" 付の数値は推定値である

SCALE 0 5m

東ティモール民主共和国 農業水産省	
マリアナ I 灌漑施設復旧計画 フォローアップ協力（施設応急対策）	
DRW. NO. 04	水路橋傾倒対策工計画補修図
JAPAN INTERNATIONAL COOPERATION AGENCY	TIMOR-LESTE SIDE
PREPARED BY :	APPROVED BY :
CHECKED BY :	
DATE :	DATE :

（機材仕様書付属書１－３）

輸送条件書

１　業務内容

（１）仕向港までの輸送手配

（２）仕向港における輸入通関時に必要な書類の確認と取得手配

（３）輸出許可取得手続き（必要に応じ）

（４）通関・船積み書類（B/L、インボイス、パッキングリスト等）の作成

（５）輸出通関手続き（輸出申告者（Shipper）の名義は受注者 on behalf of JICA とすること）

（６）危険品がある場合の諸手続き

（７）貨物保険付保（保険会社は発注者が指定する）

（８）経由国を通過するための諸手続き

(9) 仕向港到着までの進捗管理と到着確認及び発注者への報告（仕向港への到着が遅延している場合は、その原因と対応状況などを遅滞なく報告するとともに、進捗促進のために必要な対策を講じること）

(10) 上記に付随する業務

２　輸送条件

（１）船積地

日本国内港（受注者の手配による）

（２）仕向港

東ティモール国ディリ港

（３）荷受人:

(Consignee)

契約書締結前までに落札者に連絡します。

(Notify party)

JICA Timor-Leste Office
No.26, Farol Area, Dili, Timor-Leste
TEL: +670-331-2420, FAX: +670-331-2509

（４）輸送方法

海上輸送

（５）仕向港引渡し条件

陸揚げ港荷卸し（デバンニング）までの輸送手配：陸揚げ港バースターム（陸揚げ港ターミナルハンドリングチャージ含む）

(6)海上輸送にあたっての船舶の条件

受注者は、仕向地に至るまで、安全かつ迅速な輸送を手配しなければならない。海上輸送にあたっては、受注者は次の条件を満たす船舶を手配しなければならない。特段の事情により手配予定の船舶がこれらの条件を満たさず、海上保険料等の追加分が発生する場合については受注者の負担となる。

（ア）船齢は 15 年以下
（イ）船級を有していること
（ウ）排水量 1000 トン以上

(7)積替え条件

途中経由地での積替えは原則的に禁止する。ただし、陸揚げ港への船便事情等やむを得ない理由で積替えする場合は、認めることとするが、海上保険料等の追加分が発生する場合については、受注者の負担となる。

(8)相手国における輸入通関手続き

仕向地における輸入通関手続きは、荷受人の責任と費用負担で行う。受注者は荷受人の輸入通関手続きを側面支援し、免税手続きが速やかに行なえるよう必要書類を遅滞なく提出すること。

３　貨物海上保険

(1)機材のプロジェクトサイトでの検収までの船積み、海上輸送、内国陸上輸送、保管中および据付中の事故に備え、受注者は発注者が指定する貨物輸送保険に加入する。保険人は受注者とする。

(2)損害発生の場合、受注者は自らの責任で保険求償を行い、代替品納入あるいは修理を行う。

４　輸送書類

(1)受注者は、以下の書類を発行され次第、機構及び荷受人に速やかに提出すること。特に東ティモールでは発注者側が行う無税通関手続きに前広に必

要なため、迅速な提出が求められる。
海送の場合、発送後 2 日以内に写しを機構に提出し、オリジナルは現地での通関手続きに間に合うよう速やかに荷受人に送付すること。

提出書類名	機構提出用	荷受人用
① 船荷証券 (B/L／Airway Bill) *	副 1 通	正 3 通
② 商業送付状 (Invoice) **	副 1 通	正 1 通
③ 梱包明細書 (Packing List)	副 1 通	正 1 通
④ 梱包材熱処理証明書等 ***	不要	不要
⑤ 原産地証明書（必要時）	（副 1 通）	（正 1 通）
⑥ 領事査証（必要時）	（副 1 通）	（正 1 通）
⑦ 検量証明書	副 1 通	正 1 通
⑧ 非木材証明書	不要	不要
⑨ 輸送日程報告カード（確定）	副 1 通	正 1 通

*船積地から仕向地までの一貫した輸送責任を有する、荷受人宛の運賃払込済み無故障船荷証券とする。Shipper は「受注者 on behalf of JICA」とする。
**書式は受注者のものを使用する。荷受人宛として受注者署名入りとする。
***経由地で必要な場合は取り付けること。

(2)B/L／Airway Bill、Invoice、Packing List には、以下の文言を記入する。
“The above mentioned equipment was donated under Technical Cooperation by the Government of Japan. (Presidential decree number 490 for the year 1983)”

(3)受注者は、船積予定日の 7 営業日前までに、輸送日程報告カード（予定)、B/L、Invoice、Packing List を、発注者へ提出すること。

(4)本件では、輸送書類の（　英　）語への翻訳が必要である。

(5)仕向地到着を確認後、輸送日程報告カード（到着確認）を、発注者へ提出すること。

(6)その他
①温度管理品について、輸送中（通関手続き中、内陸輸送中含む）の温度管理に留意すること。
②輸送する鉄板や付属部品は風雨や潮風等による錆や劣化を生じないよう、海送を行うこと。
③高流動モルタル用セメントは風雨や湿度に配慮した海送を行うこと。

以上

（機材仕様書附属書１－４）

梱包条件書

１　マーキング

梱包ケースの両サイドには、下記のマークをつけること。

(1)ケース・マーク（黒字）

(宛先) 契約締結前までに落札者に連絡します。

(仕向地) Dili, Timor-Leste

(2)サイド・マーク(赤字)

TECHNICAL COOPERATION BY THE GOVERNMENT OF JAPAN

(3)CAUTION/CARE　MARK(TOP MARK等) 必要に応じて貼付すること。

２　梱包条件(海送)

海送を予定されている資機材の梱包は、原則として次の条件を満たすものであること。

(1)輸送条件に適応する堅牢な包装であること。

①原則として、合板密閉梱包とする。ただし、機材によってはすかし梱包またはスチール梱包でも良い。

②木材梱包とする場合は、次の条件によること。

・重量が500kg未満の場・合は、　JIS　Z　1402以上の規格の木箱密閉梱包。

・重量が500kg以上の場合は、　JIS　Z　1403以上の規格の枠組箱密閉梱包。

③梱包ケースの側板の上下、及びふた板の両サイドに、必ず胴桟を打ちつけること。また、必要に応じ中間にも胴桟をつけること。

④梱包ケースは、帯鋼、すみ金、かど金により補強すること。

(2)取扱上便利な重量、容積、形状であること。

①現地での人力による荷卸作業を考慮し、一梱包の重量は単品を除き500kgを超えないようにすること。

②梱包ケース数が複数となる場合、コンテナによる輸送の可能性があるため、20フィートまたは40フィートコンテナの内法寸法に配慮し、コンテナに納めたときに無駄の少ない大きさで各梱包ケースをまとめること。

③梱包ケースには必ず滑材、すり材をつけ、フォークリフトによる積卸しが可能な形状とすること。

(3)各個の重量、容積を平均化し、内容物が動揺しないようにすること。

①梱包ケース内には、緩衝材を入れて、中の資機材が動揺しないようにすること。また、梱包ケースには必要に応じて重心位置を示すこと。

②付属品を含む機材は、本体と付属品を原則同じ梱包ケースに含めることとし、開梱時に機材を容易に判別できるよう配慮すること。

(4)荷造材料の品質、強度、乾燥などに注意すること。

①梱包に使用する合板は、JAS農林省告示383号(昭和39年4月11日)の3等品以上の規格の普通合板とすること。

(5)仕向地及び経路の気候、風土に適すること。

①木材梱包の場合、仕向地により燻蒸などの必要な処理を行うこと。

②梱包は、中の資機材が雨水で濡れないよう防水処理を行うこと。精密機械のような特別配慮を要する機材については、真空バリア梱包など機材の安全な輸送に配慮した梱包とすること。

(6)その他必要事項に配慮していること。

①梱包ケース毎にパッキングリストを作成し、パッキングリストの記載と内容品は一致させること。

②梱包ケース内の各々の包装箱・袋には、契約書中の内訳書の該当するITEM番号を付すこと。

③輸送中での盗難防止のため、梱包ケースには製造メーカー名や、メーカーのマークをつけないこと。

３　その他

輸送する鉄板や付属部品は風雨や潮風等による錆や劣化を生じないよう、海送および陸送に耐える梱包を行うこと。

高流動モルタル用セメントは風雨や湿度に配慮した防湿梱包にて海送および陸送を行うこと。

以上

（機材仕様書付属書１－５）

鋼材据付技師派遣条件書

1　対象機材：　付属書１－２「機材仕様明細書」において技師派遣を条件にしている機材

2　業務内容：　既存機材の契約物品に係る開梱、検収、現地施工業者の監督・指導等
（詳細は別紙「図面」参照）

平成19年度　東ティモール国マリアナⅠ灌漑施設復旧改善計画でブロボ川に建設された取水堰の土砂吐に発生しているエプロンの摩耗に対して設置される保護鉄板（全体範囲は約18.5㎡）および、頭首工地点から下流約800m付近にあるコンクリート水路橋の傾倒対策として設置される鋼材の据付（H型鋼と付属鋼材）について、鋼材部材が適切に配置され、据付時に既存施設を破損等の影響がないよう、機構東ティモール事務所が契約する現地施工業者の監督・指導等を行う。具体的には
①鉄板保護工について
1）現場への資材到着時の状態確認
2）土木工事の作業手順、鉄板据付手順および溶接手順について関係者と確認
3）鉄板固定用鉄筋アンカーの設置状態の確認
4）溶接後の鋼材の固定状況の確認
5）所定位置への鉄板の吊込み設置指導
6）鉄板の固定と仕上りの確認
7）設置後の通水状態における鉄板保護工の状態確認
②コンクリート水路橋の傾倒対策について
1）現場への資材到着時の状態確認
2）土木工事の作業手順、 H鋼据付手順について関係者と確認
3）所定位置へのH鋼の設置指導
4）H鋼の固定と仕上りの確認

また、取水堰のエプロンの摩耗に対して設置される保護鉄板は、鉄板の溶接作業時に生じる据付位置の微調整などが必要となるため、別途調達を予定している保護鉄板の溶接指導を行う団

員と協力して作業を行う。

3　派遣時期、期間、人数：
平成２６年７月下旬～９月中旬　45日間（目安）　1名
<内訳>
据付監督指導45日

4　派遣手続き：
（１）受注者の責任において航空便手配、ビザ取得、宿舎手配、派遣通報等を行う。必要に応じ、機構はビザ取得にかかる側面支援を行う。
派遣準備にあたっては、次のＵＲＬを参照のこと。
http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/ku57pq00000x9ife-att/abr_voyage_20140131.pdf
（２）上記ＵＲＬを参照して、ビザ取得のため現地の受け入れ確認などが必要である国であれば、受注者は当機構在外事務所に直接必要書類を提出して確認を得ること。
（３）特別な手続きを要しない場合は、受注者は派遣時期が近づいた時点で団員名簿とスケジュール（英文）を当機構に提出すること。

5　業務完了期限：　受注者は据付技師帰国後、業務完了報告書を発注者へ提出する
提出期限；　平成２６年１０月２７日

6　費用：　旅費、人件費、国内交通費等の諸経費を含み、競争入札対象経費とします。

7　支払い：据付技師派遣費用は、技師の帰国後に業務完了報告書を提出して検査合格後に支払われるもので、前払いはしません。

（機材仕様書付属書１－６）

溶接技師派遣条件書

１　対象機材：　付属書１－２「機材仕様明細書」において技師派遣を条件にしている機材

２　業務内容：　契約物品に係る開梱、検収、現地施工業者の監督・指導等（詳細は別紙「図面」参照）

平成19年度　東ティモール国マリアナⅠ灌漑施設復旧改善計画でブロボ川に建設された取水堰の土砂吐に発生しているエプロンの摩耗に対して設置される、保護鉄板に対する機構東ティモール事務所が契約する現地施工業者の監督・指導等を行う。
具体的には、

1) 作業前の溶接用資機材の確認
2) 鉄板据付手順と溶接手順について関係者と確認
3) 溶接作業時の作業指導および品質管理
4) 鉄板設置後の溶接個所の不具合有無の確認
5) 設置後の通水状態における鉄板保護工の状態確認

設置される鉄板は厚さ25㎜（普通鋼材）と厚さ30㎜（ステンレス鋼材）、を計画しており、全体で28㎡（約2.5m×約5.6m×2ヵ所）の範囲に設置される。
また、溶接が適切に実施されるためには、鉄板の据付け精度が重要であるため、別途調達を予定している保護鉄板の据付け指導を行う団員と協力して作業を行う。

３　派遣時期、期間、人数：
平成２６年７月下旬～９月下旬　60日間（目安）1名
＜内訳＞
据付監督指導60日

４　派遣手続き：
（１）受注者の責任において航空便手配、ビザ取得、宿舎手配、派遣通報等を行う。必要に応じ、機構はビザ取得にかかる側面支援を行う。
派遣準備にあたっては、次のＵＲＬを参照のこと。

http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/ku57pq00000x9ife-att/abr_voyage_20140131.pdf

（２）上記ＵＲＬを参照して、ビザ取得のため現地の受け入れ確認などが必要である国であれば、受注者は当機構在外事務所に直接必要書類を提出して確認を得ること。

（３）特別な手続きを要しない場合は、受注者は派遣時期が近づいた時点で団員名簿とスケジュール（英文）を当機構に提出すること。

５　業務完了期限：　受注者は据付技師帰国後、業務完了報告書を発注者へ提出する
提出期限；　平成２６年１０月２７日

６　費用：　旅費、人件費、国内交通費等の諸経費を含み、競争入札対象経費とします。

７　支払い：据付技師派遣費用は、技師の帰国後に業務完了報告書を提出して検査合格後に支払われるもので、前払いはしません。

頭首工土砂吐補修工事平面図

東ティモール民主共和国 農業水産省	
マリアナＩ灌漑施設復旧計画 フォローアップ協力（施設応急対策）	
DRW. NO. 01	頭首工土砂吐補修工事一般平面図
JAPAN INTERNATIONAL COOPERATION AGENCY	TIMOR-LESTE SIDE
PREPARED BY : CHECKED BY : DATE :	APPROVED BY : DATE :

土砂吐保護鉄板詳細図
(2.5m x 5.6m x 2spans)
平面図
S=1:15
L50×50×6(SS400)
L75×75×6(SS400)
FLOW
Wet masonry at the slope
ゲート径間長 3000
断面図
S=1:15
PL 25×1600×1250 (SS400)
PL 30×700×1250 (SUS304)
既設戸当り
既設コンクリート
モルタル
EL. 252.90
練石積(傾斜部) (φ100 ~ 150mm)
EXISTING CONCRETE
詳細図 "C"
S=1:5
六角穴付きボルト・ナット
ボルト締め前に鉄板設置
PL 25(SS400)
L75×75×6 (SS400)
D22, L=400mm (TOTAL=54本)
削孔 Φ30mm
樹脂カプセル設置
詳細図 "D"
S=1:5
H150×150×7/10 (SS400)
PL 30(SUS304)
溶接補助材
ハツリ モルタル充填箇所
既設コンクリート面
D22, L=350mm (TOTAL=18本)
B−B
S=1:15
ゲート径間 3000
PL25×1600×1250 (SS400)
A−A
S=1:15
H150×150×7/10 (SS400)
PL30×700×1250 (SUS304)
詳細図 "E"
S=1:5
SCALE
注)
1. コンクリートのハツリや取壊し箇所およびモルタルの充填箇所を示す。
2. モルタルは日本調達による高流動モルタルを使用する。
3. 赤線は日本調達資材を示す。
東ティモール民主共和国 農業水産省
マリアナⅠ灌漑施設復旧計画 フォローアップ協力(施設応急対策)
DRW. NO. 02
JAPAN INTERNATIONAL COOPERATION AGENCY
TIMOR-LESTE SIDE
PREPARED BY :
CHECKED BY :
DATE :
APPROVED BY :
DATE :

水路橋傾倒対策工計画補修図
側面図
S=1:100
コンクリート水路橋 18700
トラス橋 45600
Flow
Concrete Aqueduct
EL. 398. 216
既設ギャビオン
詳細図 A
既設天端工補修
(4m x 10m)
中間堰柱（左岸）
注："#" 付の数値は推定値である
RIVER
詳細図 A : H鋼 (日本調達)
S=1:30
防錆塗装
2次コン
詳細図 B
S=1:30
鉄板
t=10mm
SECTION C-C
S=1:100
SECTION B-B
S=1:100
SECTION A-A
S=1:100
既設鉄板とジャッキは共にモルタルで充填埋設
既設ギャビオンは共にコンクリートで充填埋設
Existing Gabion
既設コンクリート水路橋
DETAIL B
H 鋼：200x200
SCALE
東ティモール民主共和国
農業水産省
マリアナⅠ灌漑施設復旧計画
フォローアップ協力（施設応急対策）
DRW. NO.
04
水路橋傾倒対策工計画補修図
JAPAN INTERNATIONAL COOPERATION AGENCY
TIMOR-LESTE SIDE
PREPARED BY :
CHECKED BY :
DATE :
APPROVED BY :
DATE :

【一括納入契約（委託）】

請　負　契　約　書　（　案　）

件　名：東ティモール国マリアナI灌漑施設復旧計画フォローアップ協力向け機材

平成　　年　　月　　日

請　負　契　約　書

1	契　約　番　号	第　　　－　　　号
2	件　　　　名	東ティモール国マリアナＩ灌漑施設復旧計画フォローアップ協力向け機材
3	物品名及び数量	別添内訳書のとおり
4	仕　　　　様	別添内訳書のとおり
5	契　約　金　額	金　　　　　　円（仕向港渡し CIF 価格） 内訳：機材価格　　　　　　　円 技師派遣経費　　　　　　円
6	船　積　期　限	平成 26 年 6 月 17 日
7	船　積　地	日本国内港（受注者の手配による）
8	仕　向　港	東ティモール国　ディリ港
9	技師派遣時期	平成 26 年 7 月下旬
10	履　行　期　限	契約締結日から平成 26 年 10 月 27 日 （履行期限は、技師業務が完了し、完了報告書の提出までとする。）

独立行政法人国際協力機構　契約担当役代理　理事　小寺　清（以下「発注者」という。）と
（以下「受注者」という。）とは
頭書の物品の請負契約を次の条項により締結する。

（信義、誠実の義務）
第１条　発注者受注者両者は、信義を重んじ、誠実に本契約を履行しなければならない。
（納品、輸送及び保険）
第２条　受注者は、頭書の物品を頭書に示すところに従い発注者に引き渡さなければならない。
２　契約物品のうち輸出検査および国営検査を受ける必要のある物品は、受注者が検査料を負担して検査を受け、これに合格したものでなければならない。
３　受注者は、契約物品に十分な輸出梱包を施すものとする。なお、熱処理が必要な場合は処理の上、その実施に係る証明書を発注者に提出するものとする。
４　契約物品にかかる提出資料、電源仕様及び輸出梱包の荷印については別添納入条件によるものとする。
５　受注者は、契約物品にかかる輸出通関、仕向地に至るまでの輸送手配、船積等輸出手続きを行うものとする。
６　受注者は、発注者が特約を締結している保険会社に対して、発注者を被保険者、受注者を保険契約代行者として、発注者の特約条件による貨物海上保険を付保しなければならない。
７　受注者は、船積完了後、発注者に対し速やかに船荷証券、保険証券（または保険承認

状）、送り状、梱包明細書、検量証明書を提出しなければならない。
８　受注者は、輸送途中における機材の損害あるいは損失の調査、発見、保険金請求手続きについて、発注者に協力しなければならない。

（輸出貿易管理令）

第３条　受注者は、契約物品について、輸出貿易管理令および輸出に関するその他法令により、輸出申告書類として必要な許可書及び証明書等の取得を要するか否かを確認し、発注者に所定の様式により報告しなければならない。
２　発注者は、前項による受注者の報告に基づき、輸出許可の取得を必要とする物品（以下「輸出許可物品」という。）及び同物品の使用に不可欠な附属物品の発注を当該許可取得後まで留保するとともに、当該物品の船積期限について別途定めることができる。
３　受注者は、輸出許可物品を輸出するため、所定の申請手続を行うものとする。発注者は、受注者に対して申請に必要な書類を提出し、申請手続に協力するものとする。
４　受注者が第１項に定める報告を怠った結果生じる、物品の製作及びその他の費用に関する損害については、受注者が負担する。
５　発注者は、輸出許可物品の許可の取得が不可能であると判断される場合、輸出許可物品及び同物品の使用に不可欠な附属物品の発注を取りやめ、当該物品の契約を解除することができる。この場合において、当該解除によって生じる損失は受注者の負担とする。ただし、当該解除が発注者の責による場合は、発注者が必要な範囲で負担する。

（検　　査）

第４条　受注者は、契約物品の引渡しに先立ち、発注者の検査を受け、これに合格しなければならない。
２　受注者は、前項による検査に合格しない物品については、速やかにこれを引取り、その物品にかわる代替品を引き渡さなければならない。

（業務完了検査及び引渡し方法）

第５条　受注者は、第２条第２項及び第４条の検査に合格した契約物品について、頭書に定めるところにより仕向け地に向けて船積を実行し、発注者が船積書類を受け取ったときをもって引渡しを完了したものとする。
２　受注者は、契約物品の技師派遣業務完了後、発注者の指定する者による検査を受け、これに合格しなければならない。
３　受注者は、前項による検査に合格した場合、発注者による合格確認を得た業務完了報告書を発注者に提出しなければならない。
４ 前項の検査の結果、合格と認めたときをもって業務を完了したものとする。不合格となったときは、受注者は遅滞なく必要な補正を行い、発注者に補正完了の届けを提出し、再検査を受けなければならない。
５ 受注者の責に帰することのできない事情により合格に至らない場合の業務の完了時期については、発注者受注者協議の上定めるものとする。

（危険負担）

第６条　前条に定める引渡しが完了するまでの危険は受注者が負担し、その後の危険は発注者が負担するものとする。

（瑕疵担保）

第７条　第５条による引渡し完了後においても、契約物品について瑕疵が発見された場合は、受注者は、速やかに無償でその物品の修理又は代替品の納入をしなければならない。

（契約保証金）

第８条　発注者は、受注者に対し契約保証金を免除する。
（代金支払）
第９条　発注者は、第５条第１項による引渡し完了後、受注者より頭書の契約金額の適法なる支払請求書を受理した日から３０日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。
２　受注者は、技師派遣業務等付随する業務の完了後、第５条第４項の検査に合格した後、発注者に当該業務に対する対価の支払いを請求することができる。
（支払遅延利息）
第１０条　発注者は、第９条に規定する支払期間内に代金の支払をしないときは、天災地変その他発注者の責に帰さない事由による場合を除き、受注者に対して、その期間満了の日の翌日から起算して支払をした日までの日数に応じ、その支払金額に対して年（３６５日とする。）５．００パーセントの割合で計算した支払遅延利息を支払うものとする。ただし、遅延利息に１円に満たない端数があるときはこれを切捨てる。
（船積期限延長）
第１１条　発注者は、受注者の責に帰する事由により受注者が頭書の船積期限内に当該物品を船積することができないときは、発注者の定める日数の範囲内で船積期限延長を認めることがある。この場合において、発注者は、遅延日数に応じ、頭書の契約金額（以下「契約金額」という）に対し年（３６５日とする。）５．００パーセントの割合で計算した延滞違約金を受注者より徴収する。ただし、端数計算については第１０条に準ずるものとする。
２　前項の規定にかかわらず、その船積期限延長が天災地変その他受注者の責に帰することのできない事由によるときは、発注者は受注者より延滞違約金を徴収しないものとする。
（談合等不正行為に対する措置）
第１２条　受注者（共同企業体にあっては、その構成員）が、次の各号のいずれかに該当したときは、受注者は発注者の請求に基づき、契約金額（本契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額）の 100 分の 10 に相当する額を談合等不正行為に係る違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。
（１）本契約に関し、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第３条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が同法第８条第１項第１号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、同法第７条の２第１項の規定に基づく課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき
（２）本契約に関し、受注者（法人にあたっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の３又は独占禁止法第 89 条第１項若しくは第 95 条第１項第１号に規定する刑が確定したとき
２　前項の場合において、受注者が共同企業体であり、既に解散しているときは、発注者は、受注者の代表者であった者又は構成員であった者に違約金の支払いを請求することができる。この場合においては、受注者の代表者であった者及び構成員であった者は、共同連帯して前項の違約金を発注者に支払わなければならない。
３　受注者が第１項の違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年（365 日とする。）5.0 パーセントの割合を乗じて計算した遅延損害金を受注者より徴収することができる。なお、端数計算については第１０条に準ずるものとする。

４　本条の各規定は、本契約が終了した場合においても同様とする。
（権利義務の譲渡等）
第１３条　受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡若しくは承継させ、又は担保に供してはならない。
（契約の解除）
第１４条　次の各号の一に該当する場合には、発注者は、何らの催告を要せず、直ちに本契約を解除することができる。
（１）第１１条による船積期限延長の場合を除き、受注者の責に帰する事由により、受注者が頭書に定められた船積期限内に契約物品を船積しないとき、又は発注者が引渡しを完了する見込みがないと認めたとき。
（２）受注者が本契約の条項に違反したとき。
（３）受注者が他から執行保全処分、強制執行、公売処分、租税滞納処分、その他公権力による処分を受け、又は会社整理、特別清算、会社更生手続き、破産を申し立てられ、又は自らそれらのもの、若しくは再生手続開始の申立をしたとき。
（４）受注者が手形交換所から手形不渡処分を受けたとき。
（５）受注者の資産状態が悪化し、又はそのおそれがあると認めるに足る相当の理由があるとき。
（６）契約物品が、特許法、著作権法等の法令に違反することが判明したとき
（７）受注者が第１２条第１項各号の規定の一に該当するものとして発注者から不正行為にかかる違約金の請求を受けたとき。
２　前項第１号又は第２号の規定により契約を解除したときは､受注者は､発注者に対し、契約金額の１００分の１０に相当する解約違約金を支払わなければならない。
（発注者の事務委任）
第１５条　発注者は、第４条に定める検査の一部を第三者に委任することができるものとする。
（契約の公表）
第１６条　受注者は、本契約の名称、契約金額並びに受注者の氏名及び住所等が一般に公表されることに同意するものとする。
２　受注者が法人であって、かつ次の各号のいずれにも該当する場合には、前項に定める情報に加え、次項に定める情報が一般に公表されることに同意するものとする。
（１）発注者において役員を経験した者が受注者に再就職していること又は発注者において課長相当職以上の職を経験し、かつ受注者の役員等として再就職していること
（２）発注者との取引高が、総売上高又は事業収入の３分の１以上を占めていること
３　受注者が前項の条件に該当する場合に公表される情報は、以下のとおりとする。
（１）第 2 項第 1 号に規定する再就職者に係る情報（氏名、現在の役職、発注者における最終職名）
（２）受注者の直近 3 ヵ年の財務諸表における発注者との間の取引高
（３）受注者の総売上高又は事業収入に占める発注者との間の取引高の割合
（紛争の解決方法）
第１７条　本契約に関し紛争が生じた場合には、日本国の法律に準拠し、東京地方裁判所を第一審の管轄裁判所とする。
（疑義の決定）
第１８条　本契約条項に定めなき事項、又は本契約条項に疑義の生じた事項については、

必要に応じて発注者受注者協議の上定めるものとする。

上記契約の締結を証するため、契約書２通を作成し発注者受注者両者記名押印の上各自その１通を保有するものとする。

平成　　年　　月　　日

発注者　東京都千代田区二番町５－２５
二番町センタービル
独立行政法人国際協力機構
契約担当役
理　　　事　　小寺　清

受注者

別添：内訳書
内訳明細書
機材仕様書（図面あり）
梱包条件書
輸送条件書
鋼材据付技師派遣条件書
溶接据付技師派遣条件書
図面